

# 東日本大震災により被害を受けられた方へ

## 税務署からのお知らせ

東日本大震災により被害を受けられた方等は、所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより、税金の還付を受けることができます。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

問 諏訪税務署 ☎52-1390(代表) 国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

## 地方税に関するお知らせ

東日本大震災により被害を受けられた方は、申告などの手続きを行うことにより、地方税の軽減措置等を受けることができます。詳しくは関係機関までお問い合わせください。

	税制上の措置	概要
県 税	不動産取得税の軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作等が困難となった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。</li> <li>警戒区域内にあった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。</li> </ul>
町 税	個人住民税の軽減措置	<p>住宅・家財などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより個人住民税の軽減を受けることができます。 (なお、所得税確定申告で雑損控除の適用を受ける方は、住民税の申告は別途不要です。)</p>

問 県税について ⇒ 長野県諏訪地方事務所税務課 ☎53-6000(代表)  
町税について ⇒ 富士見町役場財務課町税係 ☎62-9122(町税係 直通)

# 自動車の各種手続きを忘れずに行いましょう

自動車税は毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者(または使用者)に対して課税される県の税金です。

次のような手続きを怠りますと、いつまでも税金がかかったり、納税通知書が新しい住所に届かなかつたりとトラブルが発生する可能性があります。

- 自動車を売買したときは・・・必ず名義変更の手続きをしましょう
- 車が古くなったりして使わないときは・・・早めに抹消の手続きをしましょう
- 住所が変わったときは・・・すぐに住所変更の手続きをしましょう



各種手続きについては、国土交通省の各運輸支局で行うことができます。上記のような事例に該当する場合は、3月末までに必ず手続きをしてください。

【自動車の各種手続きについての照会先】長野運輸支局松本自動車検査登録事務所 ☎0263-85-3582

【自動車税に関する照会先】長野県諏訪地方事務所税務課 ☎0266-57-2905

E-Mail: [suwachi-zeimu@pref.nagano.lg.jp](mailto:suwachi-zeimu@pref.nagano.lg.jp)

## 軽自動車について

軽自動車等も所有者や住所が変わった場合は、登録事項等の変更手続きが必要になります。登録手続とは、上記同様に住所変更、名義変更、移転手続きなどがあります。手続き場所は以下のとおりです。手続きに必要なもの等、詳しくはそれぞれにお問い合わせください。

車 種	手続きの場所
原動機付自転車(125cc以下のバイク) 小型特殊自動車(農耕用作業車を含む)	役場 財務課 収納係 ☎62-9123 ※居住地の市区町村でも手続きできます
軽四輪・軽三輪・軽二輪(250cc以下のバイク)	軽自動車検査協会 長野事務所 松本支所 ☎0263-58-4055
二輪小型自動車(250ccを超えるバイク)	陸運支局事務所 松本自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2043